

# 米国における旅行博出展及び現地旅行会社へのセールス委託業務仕様書

## 1 業務名

米国における旅行博出展及び現地旅行会社へのセールス委託業務

## 2 目的

世界的な旅行情報誌である「ロンリープラネット」で本県のサステナブルな取り組みが高く評価されるなど、欧米からの関心が高まっている。

中でも米国は、本県の外国人宿泊者数が国別で4位、またサステナブル・ツーリズムへの関心が高く、今後誘客数の高い伸びが期待できることから、米国への積極的なプロモーションを実施する。また、インセンティブ旅行はじめ国際MICEの誘致に向けたプロモーションを併せて実施する。

## 3 業務委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

## 4 業務委託内容

### (1) B to Bセミナー（オンライン）

ア 現地旅行会社を対象に徳島県の観光コンテンツ情報を紹介するオンラインセミナーを実施すること。

イ 実施時期 令和5年1月中

ウ 既に訪日旅行商品の取り扱いがあり、徳島県を行程に含む旅行商品造成意欲がある米国・ロサンゼルス周辺の現地旅行会社の商品造成担当者等を選定し、15社程度の参加を集めること。対象事業者は、個人・団体旅行に加え、インセンティブ旅行を扱う旅行会社とする。

エ プレゼンテーションの実施等

(ア) オンラインセミナーにおいて、徳島県への誘客効果を促進するような情報及び県内のインセンティブ旅行に関する情報を紹介するプレゼンテーションを行うこと。

(イ) プレゼンテーションは事前に発注者と協議の上用意した写真等を織り交ぜながら英語で実施する。また、徳島県への誘客効果を促進するような情報及び県内のインセンティブ旅行に関する英語の資料を発注者と協議の上作成し、旅行会社へ送付すること。

オ 実施環境等

(ア) WEB会議システム等を利用し、オンラインでのセミナーが実施可能な通信等を含めた必要かつ最適な環境を手配すること。

(イ) セミナー参加者が途中で離脱しないよう、対策を講じること。

(ウ) 回線不備等によるトラブルに備えて、差し替え動画等、対応策を事前に準備すること。

カ 司会者、運営管理者等

- (ア) 英語対応が可能な司会者及び運営管理者を適宜配置すること。
- (イ) プレゼンテーションは司会者が行うこととし、発表内容については発注者から正誤確認を受け、事前学習をすること。
- (ウ) 司会、進行、資料作成、資料共有、運営管理、人員配置、質問への回答、実施後のフォローアップ等、事前準備から事業完了までの一連の作業を発注者と協議しながら行うこと。

#### キ アンケート

- (ア) 旅行会社に電子アンケートを実施すること。
- (イ) アンケートを作成・翻訳・集計・分析・報告し、そのデータを提出すること。

### (2) Los Angeles Travel & Adventure Show (以下、「LATAS」という。) 出展業務。

#### ア 開催日

令和5年2月18日(土)から2月19日(日)まで

#### イ 徳島県ブース出展

- (ア) LATAS内へのシェルブース1小間(10×10スクエアフィート)の出展を行うこと。
- (イ) 出展に際しては他の日本関係ブースの出展状況も考慮し、広くプロモーションを行うこと。
- (ウ) 出展ブースの施工、装飾、運営管理、各種手配から撤去までの一連の工程を行うこと。ブースの施工に際しては、徳島県の美しい自然、歴史、文化、グルメ等の写真を用いるなど、誘客対象の興味を引くブースデザインとすること。
- (エ) その他、ブース前での観光映像の放映等、来場者が徳島県ブースの魅力を満喫でき、また、徳島へのアクセス及びルート等を提示し、徳島への旅行に対して意欲を喚起させる企画を提案すること。また、インセンティブ旅行に関する情報を含めること。

ウ 出展ブースのデザイン、レイアウト等の詳細について、徳島県と協議の上決定することとする。なお、出展ブースにおける装飾、造作物について主催者が設ける制限を守り、主催者と業務調整しながら本作業を進めること。

エ その他、LATASをきっかけとした、徳島県のPR活動を提案すること。

#### オ ディレクターの手配

LATASでのブース準備、ブース出展運営、主催者等との調整及びブース撤去等本事業を円滑に進めること。なお、ディレクターは、海外出展ブース運営の経験がある者で、LATAS会場ブース施工日から最終日まで同一のディレクターであることが望ましい。

#### カ 運営スタッフの手配

LATAS期間中、来場者からの問合せ等に対応するため、開催期間中、英語に対応できる運営スタッフをディレクターとは別に各日2名以上手配すること。

#### キ 資料の輸送

発注者が指定するパンフレット、チラシ等について、主催者が指定する期日にLATAS会場の発注者が出展するブース前まで配送すること。輸送物の重量は10

0キログラム程度を基本とする。

ク アンケートの作成、翻訳、集計及び分析

(ア) ブース来場者を対象としたアンケート調査、分析を行うこと。サンプル数は1日当たり100件以上を目標とする。

(イ) アンケート内容の内容については日本語で事前に発注者に提案し、発注者との協議の上で決定した内容を英語に翻訳すること。また、回収したアンケートは集計し、効果分析を行うこと。なお、集計及び分析は日本語に翻訳すること。

ケ 立替払

ブース出展料、ブース装飾、運営スタッフの手配などの一切の費用について、関係機関等から請求書が発行された場合、受託者は期限内に振り込みの立替払を行うこと。

(3) 現地旅行会社セールスの実施

オンラインセミナーや LATAS 出展により本県に関心を持った旅行会社を対象に、対面で営業活動を行い、徳島へのインバウンドツアーの造成に繋げる。

ア 日程

令和5年2月16日(木)から21日(火)の間で旅行会社と調整

イ (1)で実施したオンラインセミナーで本県への旅行商品造成意欲を持った旅行会社を中心に5社程度の参加となるよう旅行会社を選定し、出席依頼及び連絡調整を行うこと。対象事業者は、個人・団体旅行に加え、インセンティブ旅行を扱う旅行会社とする。

ウ 旅行会社への営業活動を行う場所の選定、手配を行うこと。場所は、旅行会社の店舗に限らず、現地の状況に合わせて実施がしやすい場所を工夫すること。

エ セールスを実施するための移動手段を手配すること。

オ セールスに帯同するディレクター及び通訳を手配すること。ディレクター及び通訳は同一人でも良いこととする。

カ その他、セールスコール実施に必要な手配を行うこと。

(4) 米国旅行会社招請

ア 実施時期 令和5年3月

イ 被招請者

米国の旅行会社を2社2名程度選定し、招請すること。

ウ 視察箇所及び行程

サステナブルな徳島の魅力を PR するような行程となるよう、発注者と協議の上決定すること。

エ 移動手段

(ア) 国内の移動は、事業用自動車(貸切バス、ジャンボタクシー)もしくは公共交通機関を利用すること。

(イ) ただし、合理的な理由がある場合は、上記以外の移動手段も可能とするが、道路運送法等各種法令を遵守すること。

オ 宿泊、飲食等

(ア) 宿泊施設は1室1名で利用することを基本とする。また、Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。

(イ) 食事は1日3回分(朝、昼、夕の3食)を提供すること。

(ウ) 昼、夕食については、飲物代も含めること。なお、食事の時以外にも毎日飲物を提供すること。

#### カ 通訳者、添乗員等

(ア) 必要に応じて英語の通訳者を1名手配すること。

(イ) 通訳は、可能な限り徳島をはじめ四国に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

(ウ) 添乗員を1名手配すること。(通訳と添乗員は兼務しても良いこととする。)

#### キ その他、招請実施に必要な手配を行うこと。

#### ク アンケート

(ア) 被招請者に電子アンケートを実施すること。

(イ) アンケートを作成・翻訳・集計・分析・報告しそのデータを提出すること。

#### ケ 情報提供等

事前に本事業の趣旨、テーマ等について、被招請者に説明するとともに、視察先の概要、行程等の参加にあたって必要な情報(視察先のパンフレットや資料等を含む)等について、被招請者に提供すること。

#### コ 安全確保・緊急事態等への対応

(ア) 視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。

(イ) 旅行中の事故・治療・救援等の費用、あるいは、第三者に対する損害の費用が発生した場合に備えて、被招請者に旅行保険等をつけること。

(ウ) 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底すること。

(エ) 業務の遂行にあたり、各種法令等を遵守すること。

#### サ 商品造成

旅行会社に対し、本招請を踏まえ旅行商品を造成させること。

## 5 業務実施報告書の作成

### (1) 業務実施報告書

本業務でのアンケート調査の結果及び記録写真、業務実施報告書を提出すること。なお、写真については、データ形式で納品し、徳島県に対し納品データの使用权を認めること。

#### ア 提出期限

令和5年3月31日(金)

#### イ 提出先

郵便番号 770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県商工労働観光部観光政策課広域観光担当

電話番号 088-621-2337

ファクシミリ 088-621-2851

E-mail kankouseisakuka@pref.tokushima.jp

ウ 規格、部数

A4版カラー冊子、3部

## 6 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、徳島県と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者提案からの修正もあり得る。
- (2) また、作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、徳島県は、業務実施中に随時報告を求めることができることとする。
- (3) 契約履行過程で生じた成果物、制作物、記事等のすべての著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む）は、発注者に帰属する。